



きずな

令和3年8月号
 特別養護老人ホーム
 ユニット型特別養護老人ホーム
 鳳鳴苑
<http://www.fukuhoukai.jp/>

日常の様子



それー！

基本理念

- 一、高齢者の生活と人権を尊重し、公正で開かれた施設運営に努めます。
- 二、高齢者が地域で安心して生活を送ることができるよう、施設となるように努めます。
- 三、施設は、利用者の社会生活の場として位置づけ、安全で安心した日常生活を送ることができるよう環境づくりに努めます。
- 四、職員は、常に満足いただけるサービスが提供できるように、地域社会活動にも積極的に関わり、地域から求められる施設となるように努めます。



行事予定

8月

24日 火災避難訓練
 随時 各ユニットにてお誕生日会

9月

15日 敬老の集い
 未定 ミニ夏祭り

面会室にマイクが設置されました

面会室にて、10分程度の面会を行っておりました。

感染症対策の一環でアクリル板を設置していますが、マイクを設置したことで「入居者様の声が聞こえやすくなった！」というお声もいただいております。

スピーカーを通して
 声が聞こえます

こんにちは！



面会中止のお知らせ

日頃より当苑の感染対策にご協力いただき、ありがとうございます。
 県内の感染拡大の状況を踏まえ、入居者様との面会を下記の期間中止することとなりました。

令和3年8月16日（月）～ 8月31日（火）

※感染状況によって中止期間の短縮・延期が発生する場合があります。
 ご家族の皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、ご協力をお願いいたします。

8月お誕生日の皆様

佐野 笑子様 子浦 典子様 又辺 静枝様
 小川 丕佐美様 神嶋 禮次郎様
 喜多 ため子様 山岸 貞子様
 お誕生日おめでとうございます！

成年後見制度について

成年後見制度とは…？

認知症や精神障害等によって判断能力が低下した方が不利益を受けないよう、家庭裁判所の判断によって、保護または支援してくれる人(成年後見人)を付ける制度のことです。

成年後見制度には ①法定後見制度 と ②任意後見制度 があります。

① 法定後見制度

判断能力が低下した方に対して利用できます。家族などが家庭裁判所に申し立てることによって利用できる制度です。法定後見制度では本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」という分類があります。

後見	判断能力が常に欠けている状態の方が対象です。
保佐	判断能力が著しく不十分な状態の方が対象です。
補助	判断能力が不十分な状態の方が対象です。

② 任意後見制度

ご本人がお元気で判断能力があるうちに、将来に備えて事前に後見人を定めることができる制度です。判断能力が低下した時に、後見人に身の回りのことをどのように支援もらうか決めておくなど、本人の意思を反映させやすい仕組みとなっています。

後見人ができることは…？

① 財産管理

本人の財産を適切に管理することです。

例えば、印鑑や貯金通帳の保管・不動産の維持や管理・年金や保険金の受け取りなどが含まれます。

② 身上保護

本人の生活、治療、介護などに関する法律行為を行うことです。住居の確保や生活環境の整備、施設等への入退所の手続きや契約、入院の手続きなどを行います。

※直接的な介護は含まれません。

主に2つ
あります！

成年後見人になるには…？

特に必要な資格はありません。配偶者や子などの親族のみならず、知人、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等、第三者が成年後見人になることができます。ただし、法定後見制度の場合は、本人にとって最も適切と思われる方を家庭裁判所が選びます。

任意後見制度の場合は、後見人にふさわしい人物を自身で決めることができます。

制度を利用したい！

まずは、本人が実際に住んでいる所を管轄する家庭裁判所へ申し立てを行う必要があります。ただし、申し立てができるのは本人、配偶者、四親等内の親族です。

※詳しくは、富山県家庭裁判所高岡支部（本人の住所地の家庭裁判所）へお問い合わせください。

メルタス ファミリー MeLL+family について ~ご案内~

仕事でなかなか電話
に出られない…

施設から電話がかかって
くるとドキッとする…

こんなお悩みありませんか？

もっとスムーズに面会の
予約ができればなあ…

メルタスファミリーなら、お持ちのスマートフォンやタブレットからご入居者様の様子、施設職員との連絡や問い合わせ、面会・オンライン面会の予約、お便りの閲覧などができます！
メール機能を使って施設との連絡などのやりとりが出来ます。
また、遠方にお住まいのご家族様も登録する事で、日々の様子をご家族皆さまで確認することもできます。

ご利用には登録が必要となります。お気軽にお問い合わせください。

(問い合わせ先：生活相談課 宮本・嶋西・田村)